

福岡県立輝翔館中等教育学校 寮生活について

寮生活スケジュール

<平日>

前期課程

時刻	動き
6:30	起床・登校準備
7:15	点呼（研修室） 朝食・登校準備
8:00	登校
//////////////////// 学校 ////////////////////	
17:15	帰寮開始
19:00	帰寮完了 点呼（食堂） 夕食・入浴開始
20:00	夕食・入浴終了
20:30	学習時間① 食堂・研修室
21:20 21:30	学習時間② 食堂・研修室
22:20	担当区域清掃
22:30 23:00	就寝準備 消灯

後期課程

時刻	動き
6:30 7:00	起床・登校準備 点呼（食堂） 朝食・登校準備
8:00	登校
//////////////////// 学校 ////////////////////	
17:15	帰寮開始
19:00	夕食・入浴開始
19:30	帰寮完了 点呼（研修室）
20:00 20:20 20:30	夕食終了 入浴終了
21:20 21:30	学習時間① 自室
22:20 22:30	学習時間② 自室
22:20	担当区域清掃
22:30 23:30	学習時間③ 自室
23:30 23:45	就寝準備 消灯 延灯者
1:00	学習時間④（食堂） 消灯（延灯者）

<土曜日 及び 長期休業日開始日>

前期課程

時刻	動き
6:30	起床・登校,帰省準備 自室清掃
7:15	点呼（研修室） 朝食・登校,帰省準備
8:00	登校,帰省
8:30	閉寮

後期課程

時刻	動き
6:30	起床・登校,帰省準備 自室清掃
7:00	点呼（食堂） 朝食・登校,帰省準備
8:00	登校,帰省
8:30	閉寮

<日曜日 及び 長期休業日最終日>

注：夕食は、外で食べるか、買ってきて食堂でとること

前期課程

後期課程

時刻	動き
17:15	帰寮開始
19:00	点呼（食堂）
20:30	学習時間① 食堂・研修室
21:20 21:30	学習時間② 食堂・研修室
22:20	担当区域清掃
22:30	就寝準備
23:00	消灯

時刻	動き
17:15	帰寮開始
19:00	点呼（食堂）
20:30	学習時間① 自室
21:20 21:30	学習時間② 自室
22:20	担当区域清掃
22:30	学習時間③ 自室
23:20	就寝準備
23:45	消灯 延灯者 学習時間④（食堂）
1:00	消灯（延灯者）

年間スケジュール（予定）

月	学校行事	寮行事
4月	入学式	入寮式
5月	体育大会	新入寮生歓迎会・避難訓練
6月	第1回定期考査	
7月		
8月	夏季休業	
9月	第2回定期考査 秋季休業	部屋替え
10月		
11月	第3回定期考査	
12月	冬季休業	寮祭
1月		
2月	第4回定期考査	卒寮式
3月	卒業式 春季休業	年度末大掃除 部屋替え

寮生活を快適なものにするには、寮生全員が寮の秩序を維持し、互いの人格を尊重し、個性を認め合うことが必要である。この心得は寮生が守るべき最低限度のルールを定めたものである。

1 基本的遵守事項

- 1) 周囲の人に気を配り、日課を守り、自分勝手な行動をしないこと。
- 2) 寮務主任・舎監・管理人の指導に従うこと。
- 3) 自分のことは自分で行き、決して他人を使い走り等に使わないこと。
- 4) 暴力や差別、いじめ、嫌がらせ等は決して行わないこと。
- 5) 社会通念上、好ましくない寮生間の暗黙の規則を作らないこと。

2 寮生活全般に関する心得

点呼

- 1) 点呼は1日2回、朝・夕に行う。時刻については「タイム・スケジュール」を参照のこと。
- 2) 全寮生は点呼時刻5分前までに食堂に学年別に集合する。
- 3) 学年リーダーは当該学年寮生の人員確認を行い、寮長へ報告する。
- 4) 朝の点呼前及び夕方の点呼後は、寮の建物から決して外へ出てはならない（緊急時除く）。

外出・門限

平日の門限・外出

- 1) 平日の門限は、年間を通して前期課程19時00分、後期課程19時30分とする。門限時刻は即ち点呼を取る時刻であるため、遅れないようくれぐれも注意すること。
- 2) 部活動生は、部活動が終了次第寄り道せずに帰寮すること。帰寮の際には確実に舎監・管理人へ帰寮報告し、ネームプレートに「在室」（青）へ変更すること。
部活動生の帰寮後の外出は、原則として許可しない。しかし、病院等へ行かなければならないなど止むを得ない場合は管理室の「外出許可願い」の帳簿に記入し、許可を得た上で外出すること。この場合も門限を厳守すること。
- 3) 部活動に参加していない寮生（部活動を欠席した寮生も含む）は、終礼が終わり次第、特に公用がなければ寄り道せずに帰寮すること。帰寮の際には確実に舎監・管理人へ帰寮報告をし、ネームプレートを「在室」（青）へ変更すること。部活動に参加しない寮生（部活動を欠席した寮生も含む）は、帰寮後の外出を希望する場合、必ず「外出許可願い」の帳簿に記入し、許可を得ること。
- 4) 生徒会などの「公用」でどうしても帰寮が門限までに出来ない場合は、必ず寮へ電話連絡をすること。

貴重品・現金の管理

- 1) 自室には不必要な現金や貴重品等を不用意に放置しないよう十分注意すること。
- 2) 寮内に設置してあるロッカーは、財布、許可された携帯電話等の貴重品を保管する場所とする。使用中はロッカーのカギを必ず寮の事務室へ預けておくこと。

食事について

- 1) 栄養のバランスを考え、残さずに食べること。
- 2) 感謝の気持ちできちんと挨拶を行い食事をする。
- 3) 昼食は、学校内の食堂でとる。前日に寮で注文票（下駄箱の上）に希望のメニューを記入すること。
- 4) 土曜セミナー時の昼食は各自で準備すること。

帰省・帰寮について

- 1) 寮生は、帰寮した際に「帰省届」に次回の帰省と帰寮の予定時刻及び予定交通手段等を記入し、学年ごとに取りまとめ、管理人に提出をする。
- 2) 帰寮は19時までに行うこと。遅れる場合は寮の舎監または管理人へ直接電話連絡を行うこと。（門は21時に施錠）
- 3) 寮生は通学バスを利用することができない。
したがって、公共交通機関及び保護者送迎により帰省・帰寮を行う。

携帯電話の取り扱いについて

- 1) 携帯電話の寮内への持ち込みは前期課程のみ許可制とする。許可を受ける場合は、校内持込における生徒指導部基本方針に従い「許可申請書」の提出を必要とする。後期課程は各自・各家庭の判断で持ち込み可。
- 2) 許可なく寮内に携帯電話を持ち込んだ場合、その場で没収され、担任・生徒部より注意の上、保護者へ返却する。

寮内での携帯電話（スマートフォンを含む）使用規定（前期生）

- 1) 携帯電話（スマートフォン）の寮内への持ち込みは許可制とし、年度ごとの更新制とする。許可を受ける場合は、校内持込における生徒指導部規定に従い「許可申請書」の提出を必要とする。
- 2) 学校への申請書の提出と許可をもって、寮内での使用を許可するものとする。
- 3) 無許可で寮内に携帯電話を持ち込んだ場合、担任・生徒部より指導の上、保護者へ返却する。
- 4) 携帯電話（スマートフォン）は各自、責任をもって保管する。盗難・紛失・破損等について学校は一切の責任を負わない。

清掃・部屋替えについて

- 1) 寮生は、自室の管理・整理整頓を常日頃から心がけ、行っておくこと。
- 2) 部屋替えは年度末（3月末）とI期末（9月末）に行う。
- 3) 自室に持ち込む荷物については必要最小限（自分で管理できる程度）とし、部屋替えを30分以内で行える程度の量とする。片付けられない程の荷物だと判断された場合には、速やかに自宅に持ち帰ること。

消灯・就寝

- 1) 消灯・就寝時刻については、前期課程が23時00分、後期課程が23時45分とする。
- 2) 学習時間終了後は、速やかに歯磨き・手洗いなどを済ませ、就寝時刻の5分前には消灯し、床に就くこと。

娯楽関係

- 1) テレビの視聴は20時00分までとする。音楽等を聴取する場合は自室内のみとする。
- 2) 持参した音楽プレイヤー（イヤホンを必ず使用）の聴取は自室内のみとする。

寮内外の設備・備品の取り扱い

- 1) 寮内外の設備、備品等の取り扱いについては、細心の注意を払い、丁寧に扱うこと。
- 2) もし寮内外の設備や備品等を破損した場合、修理費等は当事者の負担とする。
- 3) 「立ち入り禁止」や「手を触れないように」等の注意書きがある区域や設備には決して立ち入ったり、扱ったりしないようにすること。

持ち込み禁止品

※基本的に、自室の個人スペースに収納できないほどの荷物は持ち込まないこと。

1) 危険物

- ・火気を生じるもの（マッチ、ライター、ろうそく、線香、花火等）
- ・熱を生じるもの（アイロン） アイロンは女子指導員室に準備している。舎監もしくは管理人の許可を得て使用することができる。使用の際は火傷等に気をつけて正しく使用すること。
- ・傷害の危険性のあるもの（刃物類、ダーツ、エアガン等の飛び道具類等）

2) 高価な電化製品

- ・生活家電（テレビ、冷蔵庫、電子レンジ、電気毛布等）
- ・娯楽機器（ゲーム機、ポータブルDVDプレイヤー、パソコン等）
→ドライバー、音楽プレイヤー（イヤホンを必ず使用）は許可

3) 遊戯具類

- ・賭け事に通ずるもの（花札、麻雀等）
- ・不要なもの（漫画、不良雑誌等）
→ただし、ボードゲーム（将棋・囲碁・オセロ）
カードゲーム（トランプ、ウノ）のみ許可する。

4) 飲食物

- ・薬品（化学薬品等、医師・保護者の許可のないもの）
- ・食品（生もの食品等）
→飲食については食堂でのみ許可する。お菓子等は自室に持ち込まないこと。
保管は必ず個人用ロッカーを使用すること。

5) その他

- ・動物
- ・楽器類（吹奏楽部部員が帰省時に自分の楽器を持ち帰るために、一時的に寮内に持ち込む場合は、必ず舎監に申し出る。ただし、この場合も寮内で楽器の練習を行ってはならない。）

厳罰の対象

以下に挙げる問題行動が発覚した場合、退寮を含め、厳しく対処する。

- 1) ライター・マッチ等火をおこせるものや、ナイフ等危険物の所持。ドライバー、アイロンなど熱を生じる機器の取り扱いが悪い場合は使用を禁止することがある。
- 2) 他の寮生への嫌がらせ、金品の強要、いじめ。
- 3) 「立ち入り禁止区域」への無断立ち入り。
- 4) 異性寮生居住区への立ち入り。
- 5) 不純異性交遊。
※ 男子寮生と女子寮生との談笑の場は共有スペース（食堂及び研修室）内のみとする。
- 6) 飲酒・喫煙。
- 7) 窃盗。
- 8) 無断外出、無断外泊。
- 9) 舎監及び管理人の指導に従わない場合や規則違反を繰り返す場合。（指導拒否）